

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン 改訂に向けた NGO 提言書(抜粋・要約)

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室
国際環境NGO FoE Japan、市民外交センター、メコン・ウォッチ
*作成協力 (財)地球・人間環境フォーラム 満田夏花

第 1 部に対する提言 (国際協力銀行による手続きなど)

✓ 環境レビュー中の案件の情報公開の範囲 [提言 1]	p.1
環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画及び生活再建計画並びにステークホルダーとの協議に関する情報などを入手後すみやかに公開すべき。 (現在は環境アセスメント報告書と環境許認可許可証だけが公開されている。)	
✓ 情報公開の方法 [提言 2]	p.2
ウェブサイト上の公開および本部及び事業実施国における新機関の現地事務所などにおける公開を行うべき。また、影響を受ける地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべき。	
✓ ステークホルダーからの意見への対応 [提言 3]	p.2
✓ 融資決定後の情報公開 [提言 4]	p.3
融資契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべき。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策 ・ ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC の評価 	
✓ 異議申立て期間に関する情報公開 [提言 5]	p.4
✓ モニタリング報告書の公開 [提言 6]	p.4
✓ 環境社会配慮審査会の設置 [提言 7]	p.5
新 JICA が行う有償資金協力業務についても、常設の第三者機関による助言を得るべき。また、新 JBIC にも、常設の第三者機関を設置し、融資前の審査にあたって審査会からの助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得るべき。	
第 2 部に対する提言(プロジェクト実施機関が実施し、国際協力銀行が確認する事項など)	
✓ 地域住民等との協議 [提言 8]	p.5
✓ 非自発的住民移転 [提言 9]	p.6
下記について規定すべきである。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再取得価格による補償 [提言 9.1] 	

- ・ 移転前の補償及び支援策の提供 [提言 9.2]
- ・ 移転対象者に対する移転・補償合意文書の提供 [提言 9.3]
- ・ 住民移転計画の内容についての規定 [提言 9.4.]
- ・ 住民移転に関する情報公開と協議の徹底 [提言 9.5]
- ・ 苦情処理メカニズム [提言 9.6.]

✓ 先住民族 [提言 10]	p.10
-------------------------	-------------

下記について規定すべきである。

- ・ 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 [提言 10.1]
- ・ 自由で事前の十分な情報を得た上での合意 [提言 10.2]
- ・ 先住民族への配慮に関する計画 [提言 10.3]

✓ 社会的合意の形成 [提言 11]	p.12
-----------------------------	-------------

✓ モニタリング報告書の公開 [提言 12]	p.12
---------------------------------	-------------

新機関が新たに取り組むべき課題

✓ 原子力関連プロジェクト [提言 13]	p.13
--------------------------------	-------------

下記について規定すべきである

- ・ 求められる要件 [提言 13.1]: 原子力固有の問題 (核拡散の防止、 安全性の確保・事故時の対応、 放射性廃棄物の適切な管理・処分) について、原子力関連プロジェクト に求められる環境社会配慮上の要件として規定するべきである。
- ・ 協議と情報公開 [提言 13.2]: 原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書が作成され、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行なわれるべきである。新機関は、これらの情報を、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開するべきである。
- ・ 第三者機関の設置 [提言 13.4]: 原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家およびNGOを含む第三者機関を設置し、その助言を得て審査結果に反映させることが必要である。また、当該機関における審議は公開される。

✓ 歳入の透明性 [提言 14]	p.15
---------------------------	-------------

下記について規定すべきである。

- ・ 歳入の透明性に関する基本方針の明記 [提言 14.1]
- ・ 採掘産業におけるガバナンスリスクのレビュー [提言 14.2]
- ・ 政府への支払いと政府との主要な合意の情報公開 [提言 14.3]

JBIC が行う調査の情報公開

下記について規定すべきである。

- ・ 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開 [提言 15] p.16
- ・ 有償資金協力促進調査の情報公開 [提言 16] p.17

案件事例における課題及び教訓

カシャガン油田開発、ミンダナオ石炭火力発電、オリッサ州森林セクター開発、サンロケ多目的ダム、スマラン総合水資源・洪水対策、パハン・セラングール導水、南部ハイウェイ建設

以 上